

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要領

第1 趣旨

この交付要領は、奈良県未利用食品活用促進事業を円滑に実施するため、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

第2 配分基準

2以上の事業実施主体が事業実施を希望し、かつ全事業実施主体の交付申請額の合計が県の予算額を超過する場合には、各事業実施主体に対する補助金の交付決定額は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に記載された交付申請額に基づき、以下により算定する。

- (1) 全事業実施主体の交付申請額の合計に対する事業実施主体の交付申請額の割合を算出する。
- (2) (1)の割合を県の予算額に乘じ、千円未満の端数を切り捨てた額を事業実施主体の交付決定額とする。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。